



第26回犯罪被害者支援京都フォーラムを開催 ～社会全体で被害者を支えるために～

令和7年11月8日、「第26回犯罪被害者支援京都フォーラム」（京都犯罪被害者支援センター・京都市共催、京都府・京都府警察本部・京都弁護士会・京都府犯罪被害者支援連絡協議会後援）を京都市北文化会館で開催しました。一部は「性被害と社会の現状」という演題で、武藏野大学学長 小西聖子氏に講演いただきました。小西氏は長年、心理学者の立場から臨床の現場で犯罪被害者の支援を行ってこられ、1999年より武藏野大学人間科学部教授、2025年度より学長に就任されました。二部は、小西聖子氏と当センター支援局長である富名腰由美子氏との間で対談を行いました。三部は、京都犯罪被害者支援センターの活動紹介と感謝状贈呈式を行いました。

第一部 講 演

「性被害と社会の現状」

講師：小西 聖子氏

今日は性暴力に関する話ですが、1993年、30年くらい前に日本で初めての犯罪被害者支援室を東京科学大学、当時は東京医科歯科大学でみることになりました。最初から遺族の方や性暴力の被害者の方が、相談としては多かったです。ただ遺族の方々の問題は比較的早く、多くの方の熱心な当事者運動もあり、報道もあり、だんだん変わっていったと思いますが、一方、「性暴力の方は、なかなか進まないな」というのが私の印象ではありました。それが大きく変わってきたのは、ここ数年のことだと思います。

2017年に「110年ぶり」といわれた刑法改正

2023年に、もう一度改正されて、昔は「強姦罪」といっていたものが、形を変えて「不同意性交等罪」となっています。その中で「不同意とは何か」ということを、8つの例示で上げています。

たとえば、①暴行または脅迫がある時。②被害を受ける人に心身の障害がある時。③アルコール又は薬物の影響下にある時。飲酒させて酔わせて被害に合うケースは昔から多いのですが、こういうものも書かれています。④睡眠その他の意識不明瞭の時。⑤同意しない意思を形成、表明、全うするいとまのない時。⑥予想と異なる事態に直面した恐怖又は驚愕。驚いてしまって体が全く動かない。⑦虐待に起因する心理的反応。⑧経済的

または社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮。

権威のある人たち、力が強い人たちの立場故の暴力によって不利益が生じる。これは、よくありますよね。親もそうですし、上司と部下、教師と生徒の問題も今ではいっぱい報道されています。

この8つの例を法制審議会の中で「ぜひ例示、列挙してほしい」と思っていました。なぜかというと、自分で「ノー」と言えないのが当然なのに、そのことを鑑定で、いちいち意見書を書いて、ご本人が苦労してお話をしない限り、相手の人が有罪にならないことを、よく経験していたからです。

もう一つ、大きなこととして「相手が13歳未満の子どもである場合」、または「相手が13歳以上16歳未満の子どもで行為者が5歳以上年長である場合」にも「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」が成立するという法律ができました。小学生、幼児だけでなく、中高生もたくさん被害に遭っています。どういう関係であっても性交が行われれば、わいせつが行われれば有罪になるということなので、かなり大きいことなのかなと思っています。

最近、非常にたくさん増えてきているのが、「性的





な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像にかかる電磁的記録の消去等にかかる法律」です。SNSとか今では動画を貯めているとかいわれますが、そういうのを正面から禁止しようという法律もできました。

性暴力被害に関する統計について

臨床の現場にいる者としての感想としては「性犯罪の捉え方が、2017年～2023年の間に大きく変わったな」と思います。

性暴力被害を研究するのにすごく難しいのは国の統計や医療統計とか、そういうデータが出てきたとしても、それが全部かどうかは全然わからないということです。「犯罪統計に現れる性暴力の実態」は氷山の一角です。それでもいろんな特徴をその中で見てとることはできます。法務省のデータですが、2023年7月から法律が変わったということで、半年で「不同意性交等罪」も「不同意わいせつ罪」も上昇が確認されます。法律が変わって数が増えたことは間違いないことで、今年も同じ傾向にあるのだと思います。

「警察への通報率」ですが、「性的な被害」は10.9%となっています。10人に1人くらいが警察に通報する。すごく低いと思いませんか？一方で「交通事故」は83.6%。外に見えますから当然でしょうけど。「財産被害」も62.5%。実は一番低いのは「児童虐待」「性的な被害」「配偶者暴力」と、家の中での暴力は「通報率が低い」ということが出ています。

「被害に会った時の相談状況」。犯罪被害者全体で44.2%が「どこにも相談していない」のですが、「児童虐待」は、ほぼ相談していない。「性的な被害」も半分。「配偶者暴力」も半分。この順で誰にも相談しない人が多い。虐待の被害者の方はたくさんいらっしゃいますけど、ほとんど警察にも児童相談所にも言わないので大人になったケースがかなり多いです。

さらに最近教育現場で「被害が多い」ということが認識され、どういう時にどう「ノー」を言えばいいのか、みたいなことを子どもにも知ってもらいたいという試みも始まっていると思います。

被害者支援は大都市とそうでないところでは格差があり、地方では専門機関へのアクセスが困難な場合が少なくありません。さらにデジタル空間での被害が拡大して従来の法制度や支援体制では対応しきれない問題もあると思います。国籍が日本ではない人や性的マイノリティの人たち、その前に男性被害も、性暴力に関してはそれらのすべてがあります。今や、こういう相談が、実際に相談現場に寄せられるようになっています。

「子どもの被害／若年者の被害」について

子どもの被害は昔から多いです。「昔、被害にあって、今、それで具合が悪い」という人を、ほんとによく見てきました。学校の中でもあるかもしれません。たとえば塾の個人指導や家庭教師とか。わりとよくあったのが音楽。ピアノとか個人指導が通常であるところ、スポーツとともに。「どんな場面でも被害が起ころうだな」とそういう印象をもってきました。子どもの被害は、そういうところでの一回の被害もありますし、通りすがりの被害や知らない人からの被害も当然あります。虐待被害も多い。長い間、口に出せていないことが特徴だと思います。

内閣府が3年ごとにやっている「男女間の暴力に関する調査（令和5年度版）」では、「不同意性交等」の体験において「むりやり性行為をされたことがある」「被害体験あり」と答えた人は女性全体の8.1%。男性の0.7%。8.1とか0.7という数字は非常に高い。100人女性がいたら7、8人が、男性だって100人いたらほぼ1人、「不同意性交」の体験がある。「広く被害がある」ことを知ってください。

そういう被害を受けた人に「被害がいつ、あったか」を大人に聞いたデータだと約3割が中学生以前の被害です。「不同意性交等にあたるような被害体験」の約半分が17歳までの被害者となります。

成人を中心に見ている外来での典型的なケースは、思い出すだけでいっぱいあるんです。「学校内の被害」。教師からの被害もあるし、生徒からの被害もある。学校内で性的な被害が行われていることもあります。女生徒も男生徒もあります。「通学途中での被害」「クラブ活動上の指導者からの被害」「塾や習い事での被害」もあるし、最近の中学生くらいだと「SNSで知り合った後の被害」が多いです。「親や兄弟、親族による被害」も、もちろんある。「同居者による被害」もある。

これらの特徴として「開示されない」ものが多い。長期に渡って誰にも相談していないこともかなりあり、さらに相談といつても友人、知人が多くて3割、家族は1割しかありません。警察に至っては1.4%しかない。家族ではお母さんに言うのが多いのですが、お母さんが「黙っていなさい」というケースもたくさんあるので、なかなか表沙汰にはならない。

こういうことがだんだんわかってきて、2021年以降、結構、いろんな法律ができています。たとえば「教育職員等による児童、生徒性暴力等の防止等に関する法律」という基本になる法律ができました。「子ども性暴力防止法」で、教育機関では過去に性犯罪の体験が



あるかどうかを、職員を雇う時、確認しないといけないという「日本版DBS」も含まれています。

だけど実際に臨床で見ると、子どもの時に被害に遭うのは、「自分が悪いからこうなった」と思っている人が非常に多いです。よく加害者から「人に言つてはいけない」と言われて、それをしっかりと守っている子がいます。

さらに虐待を繰り返し受けている人の中には、とても支援が難しい状況が起こってきたりもします。父親が性的虐待をしている。父親は中学生の娘に何と言っていたか。「性教育をしてやっているのだから、ありがとうと挨拶してからお願いして」と言つていて、娘の方は、それをそのまま、ちゃんと聞いているんですね。そのケースが表に出ることになった時、本人が「これって、私が受けなくともいい被害だとは思えなかつた」と。そういう人が多い。加害者の考えが刷り込まれているというのは、そういうことです。

「強固な回避や、記憶の想起不能」がある場合もある。すごく衝撃的なことが起きていたんだけれども、思い出せないこともあります。子どもも辛いから考えるのが嫌なので「そのことは考えないようにしている」という場合もたくさんあります。逃げることを全然考えない。

ここで何を言いたいかというと「子どもが被害を受けることは、ほんとにその人の世界観とかを変えてしまうので、普通の考えではなかなかわからない」ということです。こういう人たちの苦痛が、わかりにくくいうことを、わかつていただけたらと思います。

性暴力の被害を受けると感情が麻痺するのですが、知的な機能は麻痺しないんですね。知的な機能が麻痺しないまま、感情だけが麻痺すると「ものすごく冷静な人」に見えます。周りの人が衝撃を受けている事件で、被害者に感情麻痺が起こっていると、ニコニコしながら「死にたい」と言われるとか、すごく具合が悪いのに感情が麻痺して普通の感情が出てこないこともあります。

被害者って「困っていないように見える人」もいるんですよね。自分の状態を、うまく言語化できない人も多いです。加害者の方が、筋道が通っているんだけど、それだけで信用してはいけないことがあります。加害者は、ごく普通に頭が動くので普通に嘘も言えるし、都合の悪いことは言わないこともできる。被害を受けた人は、なかなかそういうことができない人が多い。さまざまな問題、虐待とか精神障害とか貧困、差別とかいっしょにあることが多いので、性被害の問題が、陰に隠れちゃっているということもあります。

支援者の方には、こういうことを知って二次被害に

なるようなことをしないでほしい。「大して苦痛じゃないみたいに言っているから大丈夫なのね」と思わないでほしい。

支援について

ひとえに「聞く方が麻痺や回避などの状態を『認識』できるかどうか」にかかっていますので、どういうふうになるかを知つてください。シャキシャキと元気に話す子がいると人は安心してしまいます。実際にそういう人たちが重い被害を抱えていることもある。「トラウマへの反応」も知つてもらえたならなと思います。お話ししている時には、ちゃんとフィードバックを得ることが、一つコツかなと思います。話を聞いていて「あなたはどう思う。今、頭の中がどうなっているか」を一回聞いてみる。「今、どんな気持ち?」と聞くと「全然、この場にいないような感じ」とお答えになる方もあります。何か話をした時、「その話がどう理解できたか」を聞いてみると予想外の言葉が返ってくることもあります。

特に性暴力被害通報率が低いというのは、一つは「恥ずかしいことだ」「自分が悪い」と思うこともあります。虐待の被害者は「汚れてしまっている」という感じをもつ人も、たくさんいます。周囲の無理解もあります。今言ったようなことが理解されていないと「なんだ、この子は」という感じで「問題行動」だけが扱われていることも非常に多い。たとえば万引きするとか、クラスの中で対人関係がうまくいかないとか、そっちだけが大人に「問題」として扱われていることもあります。

「性交に全く同意していないくても抵抗できない」という状況もあります。いろいろ考えた上で「殺されるよりはマシだ」と思つて抵抗しない人もいるわけです。人が「ノー」と言わない状況や理由はたくさんある。それを聞かないとわからないと思います。

性暴力は精神的衝撃が大きい被害であることは、どのような研究でも実証されています。性暴力は戦闘体験よりも時には大きい。一番、PTSDをもたらしやすい出来事であることは間違ひありません。そういう衝撃が大きい事件に人は必ずしも、驚いたり、怒ったりするわけではなく、反応が無反応になってしまうことも知つていただければと思います。

衝撃が大きくて「社会的に理解されない」と感じている時は、特に性暴力の被害者には多いのですが、被害のことを開示すること、人に話すことが困難になるし、遅れることも実証的に研究され、わかっています。

「人にさせたくないことをさせる」のはパワーです。自分の家で親が子どもに対して「今から外に出てはいけない」とか「ご飯を早く食べなさい」とか言って、



子どもの方は、したくなくても従わせることができるわけで、ごく普通に子どもよりパワーがあるわけです。パワーが乱用されることが暴力だと。パワーを乱用して性的な暴力を振るうのが性暴力だと考えると、別に男だから女だから、というのは関係ないことはおわか

りいただけると思います。

子どもは大人に比較してパワーレスであるので被害は大きな問題であると考えると、少し頭がすっきりするのかなと思っております。

第二部 対 談

「身近な人が性被害にあったら」

小西 聖子氏

富名腰由美子氏

(公益社団法人京都犯罪被害者支援センター支援局長)

富名腰 … 先程、小西先生のお話で「教育現場での性被害」というところで「同意の重要性を伝える試みがある」とお聞きしました。教育現場での性被害も多いということですが、そのあたりを具体的にお話いただけますか？

小西 … 学校での性被害は、ずっと昔からあったと思います。もちろん教師からの性被害もありますが、同級生同士の被害も結構あってあまり表に出ないので、ここまで来ている。

実際の学校は、そんなにいっぺんに変わらないところもたくさんあって、この前も中学の同級生同士の性被害があって「AさんからBさんに対する性被害がありました」とかセクシャルな話になると先生も何も質問できなくなったり、具体的に「何があったのか」を把握することさえできない。子どもに何度も何度も聞いてしまうと子どもも困る。被害そのものと正面から向き合わないというところがある。今は警察もサポートしていますし、教員もサポートしていますけど、個人差が大きいと思います。

富名腰 … 裁判でビデオリンクなどで子どもの証言を求められることがあって、そういう時の付き添いをさせてもらった経験があります。最近、教育現場での性被害が、また増えてきているように思います。

小西 … 多分、子どものケースは「今まで出てこなかっただけ」というのが結構あるので、子どもの数が減ろうと子どもの性被害は減りはしない。むしろ増えるのではないかと思っています。

富名腰 … 私どもで子どもの性被害について司法の現場で付き添いをしたり、お母さんと話をする際に、身近なお母さんご自身や家族支援について我々は気をつけています。一番キーパーソンになるお母さんをカウンセリングにおつなぎすることが多いですが、お母

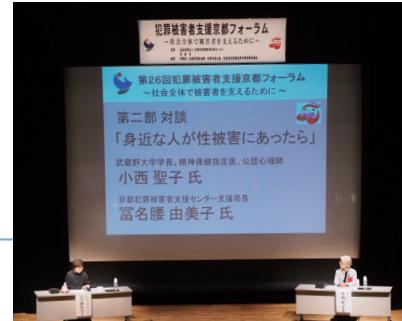
さんの子どもさんに対する接し方とか、身近な人として子どもの被害を知った時、どうしたらいいんだろうと、そのへんのところをおきかせください。

小西 … 現実は、おっしゃる通りで「親、保護者が、どのように子どもに接することができるか」が子どもの被害の回復の度合いを決める大きな要素であると思って間違いないと思います。でも親もさまざまなので、すごくしっかりしていて「子どものために何かできることはないか？」と思って聞いてくださり、わりと家でも実践してくれる親御さんもいれば、一方で子どもより、お母さんの方がひどくショックを受けてしまい、子ども自身の被害に目がいっていないケースもあるんですね。

子どものメンタルヘルスに影響しているのは親のメンタルヘルスです。親御さんへの支援も必要かなと思います。子どもがショックを受けた時、ほんとに親の前で言えるかなと。自分の子どもが何か衝撃的なことを言ったら「ほんと？」とか言いません？「何、それ」と言いません？そっちの方が普通なんですよ。そんなに簡単に言えるわけではない。自分にも衝撃がある。「どうしてそんなことになっちゃったの？」みたいに詰問する。そうなったら全部、ダメだということではなく、どういうふうに子どもを安心させるかを考えないといけないので。それが、できる人はいいけど、なかなかできないよなという気も私はしています。

富名腰 … そういう意味でいうと、お母さんにカウンセリングをまずは受けさせていただく、お母さんの衝撃も受け止めるという感じでいいんでしょうか。

小西 … 基本は、そうだと思います。父親からの性的虐待が発覚したケースで、お母さんは「全然、気がつ





かなかつた」とおっしゃるんですよね。一部屋しかないところで生活していて布団を並べて敷いているのに10年間気がつかないと。「そのことを受け止めきれないのかな?」と思うんですよね。そんな状況の中で親に子どものケアを要求してしまうのは無理がある。母親も逃げたくなることもよくあることです。

富名腰 … 主に私どもでやっている支援は、お母さんの衝撃を少し軽くしていただくこととか、裁判での手伝いになってしまいます。親御さんが初めて知ったとすると、まず、どこにつながるのが一番よいのでしょうか。

小西 … 公式には性被害の被害はSARAとかの支援センターとか、子どもの被害は子どもの相談を受けているところでもいいんだけど、地域によって違うんですね。児童精神科医が足りない。

学校のケースがうまくいかない原因の一つは「学校から問題を外に出さない」ということもあって、なかなか子どものケアにいかない。家族で全部できるわけじゃないから、どこかにつながっていかないといけない。つながる先は公式なところにつなぐとか、たとえば警察に相談してもいいかもしれません。

富名腰 … 「声を上げられる環境づくり」ということもいわれましたが、たとえば学校でいうと保健室の先生とか、今はワンストップがありますのでそういうところに行く。声を上げやすくするために、たとえばラインの相談とかメールの相談をやっているところもあるとききますが。

小西 … 「思春期の相談窓口」でラインとかをやっています。最初に相談したのがAIだというケースもあって、それも悪くないです。AIに聞いて相談先を選んできたとか。

富名腰 … つまり思春期のお子さんたちが日頃、使っているツールを、もう少し広げる、というようなことですね。

小西 … 若い人たちにフィットしたものでなければ、そもそもつながらないですから。特に子どもや若い人の相談をちゃんと受けていると思うなら新しいツールを使うことも必要かなと思います。

富名腰 … なるほど。若い女性の被害者で、フラッシュバックがたびたびある。その後、リストカット、自傷行為をしてしまう、と聞いたことがあります、フラッシュバックや自傷行為、薬をオーバードーズするとか、そのへんの関連について教えてください。

小西 … PTSDがある時に自傷行為があることは多いです。フラッシュバックの後にリストカットをするといって、「なんか気持ちを収めるために痛みがほしい」という人もいれば「血を見れば落ち着く」という

人もいて。赤いものとか痛いものを求める人もいる。そういうことが問題ではなく、フラッシュバックをどうやって軽減するかが大事で、聞いてみると結構、人によって違うんですね。

「リストカットをすると、どういいことがあるの?」と私は必ず聞くようにしています。いいことがあるからやるので。

富名腰 … ほんとですか。驚きです。

小西 … 人は理由なく、リストカットするわけではないんです。そのところにちゃんと寄り添って聞く。本人も、うまく対処できなくて問題行動が起こっているわけなので、それを「いっしょに考えていく」。私がやっている認知行動療法では、どんなことでも取り組む方法がある。恐れたり、見なかったりすると進まないので、取り組むことが大事かなと思います。

富名腰 … 性被害に会った後、男の人相手の飲食関係でアルバイトをするとか、性的な関係のハードルが低くなるように感じることがあります、そういうことはあるんでしょうか。

小西 … 1年半くらい前に被害を受けて高校に行ってから性的な壁のハードルが低くなったとか、そういうことはわりとよくありますね。若い人、思春期にある人たちの中には比較的よく見られることです。本人に「こんな影響をしているんだよ」「どうやったら損しないで、ちゃんと自分が回復していくか」と話をもつていくことが多いかなと思います。

富名腰 … 聞き流してはいけないと。

小西 … 少なくとも本人は、そういうことをやることで回復しているなら、それは止めないで。

富名腰 … 私どもも20数年やっていますと、加害者が服役して出てくるとか、出たとかで、以前関わった被害者の親御さんが、不安を抱えて電話をしてこられることもあります。「できることは、いっしょに考えましょうね」というものの、「どうしたらいいんでしょう」となってしまいます。

小西 … 別に教科書があるわけではないんだけど、「出て来ることが怖い」という人もいて「生活できない」という人も結構いらっしゃるんですね。その時「じゃあ、実際に何が起きるか、しっかり考えてみよう」とか。嫌なことだから普通はそういう状況について考えない。「じゃあ、相手が来たらどういうふうにすればいいだろうね」と二人で考えて。「具体的な対処方法をいくつかちゃんと考えてもらうこと」がそれが正解でなくても、そういう態度をとれることが、すごく大切ですね。

富名腰 … 「何かができるかどうか」というより、「対処することを考える」。



小西 …「怖い」と思うのではなく、「実際に起きた時、私はどういうふうにすればいいか、どういう危険があるか」を考える。道で会っても殺されるわけではないので。二人でいっしょに考えることがいいかなと思います。

冨名腰 … とても参考になりました。理事長からの説

明もありましたように「性被害」ということで、この1年、継続研修で取り組んできまして、今日の小西先生のお話で総まとめのような貴重な機会になりました。どうもありがとうございました。

第三部 京都犯罪被害者支援センターの活動紹介と感謝状贈呈式

当センターの昨年度支援活動は2,116件と10年前の2倍となり、経費支出も2倍になっていますが、収入は無償活動のため横ばいであることから、大幅な赤字状況に陥っています。

そのため新規賛助会員、募金等の獲得、新規寄附型自動販売機の設置などに取り組み、その結果、賛助会員会費および寄附型自動販売機からの寄附が、令和3年に比べそれぞれ約100万円の増加となっていることが紹介されました。

寄附型自動販売機は、12台から36台に増加。また関西キリンビバレッジサービス株式会社様が京都府警察とタイアップして、令和5年から設置している交通安全啓発自動販売機も27カ所/36台となっています。この交通安全啓発自販機からの寄附は、令和6年度約80万円になりました。27カ所の法人・団体様に厚く御礼申し上げます。またこれは、関西キリンビバレッジサービス株式会社様が、社会貢献事業の一環として、寄附型自動販売機の拡大にご尽力いただいているお陰であることから、同社に感謝状を贈呈させていただきました。



左より山下理事長、関西キリンビバレッジサービス(株)尾崎社長様、清本部長様

[令和7年度 公開講座]

宇治市

日 時：令和7年11月26日（水）
14:00～15:30
会 場：宇治市生涯学習センター
講 師：NPO法人ルミナ 理事長
中江 美則氏
演 題：「深まる苦しみ 広がる傷口」

京田辺市

日 時：令和8年2月4日（水）
13:30～15:00
会 場：京田辺市社会福祉センター
講 師：NPO法人ルミナ 理事長
中江 美則氏
演 題：「深まる苦しみ 広がる傷口」

近畿ブロック 質の向上研修 上半期 を開催しました

日 時：8月1日（金）10:30～16:30 8月2日（土）10:00～16:30
場 所：京都経済センター
参加者：各センターの支援員
おうみ1名 大阪1名 紀の国1名 なら2名 ひょうご1名 京都4名



平井紀夫副理事長を偲んで



亡き息子よ
黄砂に乗りて帰り来い
(北京で亡くなれたご子息を想い詠まれた句)

平井紀夫副理事長が令和7年7月に逝去されました。

ここに生前のご功績を偲び、心よりご冥福をお祈りいたします。

平成8年にご長男が北京で殺害されるという事件に遭遇され、犯罪被害者支援の必要性を痛感されていたところに、京都犯罪被害者支援センターの設立協力を大谷實初代理事長から依頼されたことを契機に、犯罪被害者支援活動を開始されました。我が国においては、まだ犯罪被害者支援という概念すらない時代でした。

その後、京都犯罪被害者支援センターの副理事長を務められつつ、全国被害者支援ネットワークの理事長として、今日ある支援活動の基盤構築に貢献されてきました。

ネットワークの10年ビジョンで掲げた「全国どこにいても、いつでも求められる支援が受けられ、被害者の声に応えられる活動」の実現に向けた熱い思いは、亡くなられる直前まで「被害者第一」に活動を考え続けるようにという私たちへの指導として継続されました。

今、私たちが担う犯罪被害者支援活動の体制・仕組み・他機関との関係・財政基盤等の多くは、平井副理事長が手がけられたものです。

私たちは、その熱い思いを引き継いでいきます。永年にわたるご尽力に感謝申し上げます。

公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター一同

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 理事長としてのご功績 (平成24年～令和2年)

「全国どこにいても、いつでも求められる支援が受けられ、被害者の声に応えられる活動」の実現に向けて――

どこにいても

・全都道府県に早期援助団体の設置

全国のセンターが「犯罪被害者等早期援助団体」として、各都道府県の公安委員会から指定を受けた。そのため各センターに対して、規程や組織、情報管理などのガバナンスを指導。

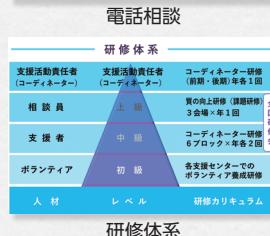
いつでも

・電話サポートセンター開設

早朝深夜帯や土日休日など各地の支援センターで受理できなかった電話相談をカバーする体制をネットワーク内に構築。

求められる支援を

- ①全国被害者支援ネットワーク認定コーディネーター制度導入
- ②犯罪被害者支援テキストの作成
- ③研修体系の構築



組織基盤の構築

・財政基盤強化

- ①日本財團預保納付金事業の助成対象として「犯罪被害者支援団体の相談員育成に必要な資金」を指定獲得
- ②民間企業や地方自治体等に対して「寄附型自動販売機」の設置促進
- ③ホンデリング活動開始

・ネットワークの公益社団法人化

- ①「犯罪被害者等の支援に係る者の倫理綱領」制定
- ②人事諮問委員会、ガバナンス委員会、会計監査人設置など、健全で厳格な組織体制構築

・表彰制度

犯罪被害者支援功労者表彰、功労団体表彰、功労職員表彰、感謝状等の導入など

略歴

- 昭和40年3月 京都大学文学部卒業
昭和40年4月 立石電機株式会社(現オムロン株式会社)入社
平成10年5月 京都犯罪被害者支援センター設立
京都犯罪被害者支援センター理事
平成13年6月 オムロン株式会社取締役副社長
平成15年6月 同 特別顧問(非常勤)
平成16年4月 京都大学総長特別顧問
京都犯罪被害者支援センター副理事長
平成17年4月 同志社大学研究開発推進機構教授
平成18年4月 内閣府犯罪被害者等基本計画検討会経済的支援に関する検討会構成員
平成20年7月 全国被害者支援ネットワーク理事
平成24年5月 同 理事長
令和2年6月 同 理事長退任
令和7年7月 逝去

表彰歴

- 平成30年11月 京都府警察本部長賞
令和2年7月 警察協力賞
令和3年4月 旭日小綬章



27期生 被害者支援者になって

今年度は、5名の方が10月1日より「被害者支援者」に認定されました。

認定後のフレッシュな思いを語っていただきました。

※「被害者支援者」とは、当センターで電話相談等を担当するための研修を修了された方です。

定年も見え始め、何かのボランティア活動をしてみようかと思い始めていた時、たまたま新聞で目にした京都犯罪被害者支援センターの記事。「私でも何かお役に立てるかもしれない」と、志望動機を書き連ね、すぐさま応募しました。その後、研修生として受けた講義は内容が豊富で、毎回楽しみでした。そして、約1年の研修期間を経て「よちよち支援員」として活動開始。実際に電話対応したケースはほんの少しですが、「電話で話してみてよかった」と相手の方に思っていただけるよう、これから頑張っていきたいと思っています。
(S.I)

活動を始めて2か月が経ちました。実際の電話を受ける緊張の中、かけてきてくださった方のお気持ちに少しでも寄り添うことができると模索しています。自分にできることがあるのかという不安がなくなったわけではありませんが、研修で学んだことをベースに、電話相談の現場で諸先輩方から様々なことを教えていただき、支援局の方から細やかなサポートを受けて、少しずつ前に進むことができていると感じています。
(N.K)

大学の講義で被害者ケアが行き届いていない日本の現状を知り、私も何か力になれたらと思い研修を受講いたしました。研修を通して様々なことを学び、支援に必要な知識をつけたつもりでしたが、実際に電話相談に入ると自分が放つ言葉の重さを実感し、緊張して言葉が出てこないことも多く、毎度迷いながら対応しています。先輩方や支援局の皆さまのお力を借りしながら、苦しんでいる方々のよりどころとなれるよう、今後も研鑽を積んでいきたいです。
(Y.T)

私は誰かの「つらさ」「しんどさ」を前にしたとき、その人をひとりにしたくない。そんな思いが心にありました。たまたま犯罪被害者支援を知ることになり、出来る出来ないは研修を受けながら考えようと、時間を作り何とか研修を無事終えることができました。今はまだ不安に感じることも多くありますが、事務局の皆様、先輩方のお話を聞きながら「何かをしてあげる」ではなく、その人が自分のペースで回復に向かうための隣の存在になろうと思います。今後もご指導いただきながら、被害者の痛みに対して誠実であり続ける支援者を目指していきます。どうぞよろしくお願ひいたします。
(N.N)

思い返せば、前期研修初日は小雪が舞い降る寒い日でした。「どんな方たちが受講されるのだろうか」と思いながらセンターに向かったことが、まるで昨日のことのように思えます。自分のような横着者が脱落することなく被害者支援者に認定いただけたのは、ひとえにセンターの皆様の温かいサポートと、志を共にする同期の方々の激励の賜物だと痛感しています。今後とも、自己研鑽に努めながら犯罪被害者支援に携わっていく所存です。
(J.M)

令和7年度 市町村担当者研修を開催し、 模擬「支援調整会議」を行いました。



京都府内市町村および警察署の犯罪被害者支援担当者を対象とした「犯罪被害者等施策市町村担当者研修会」を開催しました。

北部：8月21日 市民交流プラザ
ふくちやま

中部：9月18日 京都府庁3号館
南部：10月23日 城陽市立北部
コミュニティセンター

「支援調整会議」とは、犯罪被害者等を支援するために関係機関が一堂に会して、被害者支援計画を立案、支援状況をフォローしていく京都府のワンストップサービスの仕組みです。

専門家が知識・知恵を出し合う仕組みは大変有効です。一方で市町村が担っている住居・教育・就労・資金などの生活支援も必要になるため、市町村の中でもワンストップサービスが提供できる仕組みの構築が求められています。

そこで、「支援調整会議」メンバーである京都府・京都府警察・京都弁護士会・(一社)京都社会福祉士会・(一社)京都府臨床心理士会・当センター、それに当日指名された市町村にも参加いただき、実践そのものの模擬「支援調整会議」を行いました。

そこで取り上げた仮想事件は事前に市町村に提示し、各市町村でできる支援を検討し参加いただいたことにより、(もし被害者が相談に来たら)を考えていただくきっかけになったものと思います。



犯罪被害者週間にちなんで

11/25
～
12/1

生命のメッセージ展 in 京都

- ・令和7年11月16日（日） イオンモール京都桂川
- ・令和7年11月25日（火） Momoテラス
- ・令和7年12月7日（日） 京都テルサ



府民交流フェスタ

日 時：令和7年11月3日（月・祝）
10:00～16:00
場 所：京都府立植物園



犯罪被害者週間啓発パネル展

- ・令和7年
11月10日（月）～11月14日（金）
左京区役所ロビー
- ・令和7年
11月18日（火）～11月20日（木）
ゼスト御池（市役所前地下街）
寺町広場
- ・令和7年
11月25日（火）～12月1日（月）
京都市役所分庁舎1階ロビー

警察署・市役所合同広報活動

日 時：11月19日（水）
場 所：イオン福知山店



日 時：11月20日（木）
場 所：PLANT3福知山



日 時：11月27日（木）
場 所：JR亀岡駅
のどかめロード

温かいご支援ありがとうございます

(順不同・敬称略)

令和7年6月～令和7年11月に
新たに賛助会員〈法人・団体〉となられた皆様です

●新法人賛助会員の皆様

- ・第一商会株式会社
- ・塙喜商事株式会社
- ・日新建工株式会社

●新団体賛助会員の皆様

- ・福知山地区保護司会
- ・中京保護司会
- ・右京区保護司会



令和7年6月～令和7年11月の期間に、 新たに寄附型自動販売機を設置いただいた皆様です

●犯罪被害者支援型自動販売機

- ・株式会社岡野組 けいはんなプラザ
(京都市左京区) (相楽郡精華町)
- ・医療法人啓信会 きづ川クリニック
(城陽市平川)

●交通安全啓発型自動販売機

- 長岡スイミングスクール
(長岡市開田)

令和7年6月～令和7年11月に寄附を頂戴した皆様です

【団体】

京都府警察本部警務課
京都府下京警察署

京都府亀岡警察署
京都府南丹警察署

京都府木津警察署
南丹船井防犯協会

法人・団体の賛助会員として当センターを経済的に支援いただいている皆様

【法人賛助会員】

企業

- 株式会社島津製作所
- 株式会社GSユアサ
- 月桂冠株式会社
- 日本電気化学株式会社
- オムロン株式会社
- 京セラ株式会社
- ニチコン株式会社
- 株式会社村田製作所
- 彌榮自動車株式会社
- 株式会社堀場製作所
- 株式会社マイ
- 日本新薬株式会社
- 株式会社ピー・エス・アイ・コーポレーション
- 株式会社松原興産
- ワタキューホールディングス株式会社
- 株式会社ティ・プラス
- 吉村建設工業株式会社
- 株式会社ミラノ工務店
- 若林設備工業株式会社
- 樋口鉱泉株式会社
- 五洋パッケージ株式会社
- 山代印刷株式会社
- 村田機械株式会社
- オーシャン貿易株式会社
- 三洋化成工業株式会社
- 株式会社日進製作所グループ
- 株式会社京都環境保全公社
- ひとつひらく株式会社
- 株式会社ライオン事務器
- ヤチヨコアシステム株式会社
- 株式会社ユタカ
- 株式会社ITP
- 宝ホールディングス株式会社
- 日新電機株式会社
- オムロンエキスパートリンク株式会社

行政

- 京都府市長会
- 京都府町村会
- 亀岡市
- 八幡市
- 福知山市
- 木津川市
- 南丹市
- 精華町
- 舞鶴市
- 綾部市
- 長岡京市
- 宇治市
- 京田辺市
- 笠置町
- 与謝野町
- 伊根町
- 京丹後市

学校法人

- 学校法人京都女子学園
- 学校法人京都精華大学

宗教法人

- 石清水八幡宮
- 本門佛立宗 宗務本庁
- 伏見稻荷大社

観光・サービス業

- 株式会社近鉄・都ホテルズ 都ホテル京都八条
- 株式会社近鉄・都ホテルズ ウェスティン都ホテル京都
- 嵯峨野観光鉄道株式会社
- 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹

金融機関

- 株式会社京都銀行
- 京都中央信用金庫
- 京都信用金庫
- 大和証券株式会社京都支店
- ジブラルタ生命保険株式会社京都支社

医療関係

- 一般社団法人京都府医師会
- 一般社団法人京都府臨床心理士会
- 医療法人社団洛和会音羽病院
- 一般社団法人京都府病院協会
- 一般社団法人京都私立病院協会
- 医療法人啓信会 京都きづ川病院
- 京都第二赤十字病院

その他

- 株式会社京都新聞ホールディングス
- 一般社団法人京都府トラック協会
- 一般社団法人京都府バス協会
- 京都司法書士会
- 一般社団法人京都府自動車整備振興会
- 弁護士法人中村利雄法律事務所
- 公益財団法人京都府暴力追放運動推進センター
- 京都府遊技業協同組合

**【団体賛助会員】****警察関係**

京都府警察本部捜査第一課
京都府警察本部交通機動隊
京都府警察本部 交通企画課親睦会
京都府警察本部 捜査第四課親睦会
京都府京丹後警察署
京都府舞鶴警察署
京都府下京警察署
京都府城陽警察署
京都府警友会
京都府警友会 八幡支部
京都府警友会 西京支部
京都府警友会 北支部
京都府警友会 中京支部
京都府警友会 綾部支部
京都府警友会 下鴨支部
京都府上京警察署 上京会
京都府福知山警察署 互助会
京都府北警察署 SORA北会
京都府右京警察署 親仁会
京都府田辺警察署 むつみ会

社会福祉関係

舞鶴防犯協会
福知山防犯協会
山科防犯協会
下鴨防犯協会
京丹後防犯協会
綾部防犯協会
宮津防犯協会
綾喜防犯協会
下京防犯協会
城陽防犯協会
下鴨暴力追放協議会
上京地域暴力対策協議会
全舞鶴交通安全協会
下鴨交通安全協会
綾部交通安全協会
福知山交通安全協会
右京交通安全協会
亀岡交通安全協会
下京交通安全協会

その他

春日住民福祉協議会
京田辺市社会福祉協議会
社会福祉法人八幡市社会福祉協議会
社会福祉法人井手町社会福祉協議会
社会福祉法人宇治田原町社会福祉協議会
舞鶴東地区更生保護女性会
舞鶴西地区更生保護女性会
綾喜郡民生児童委員協議会
京田辺市民生児童委員協議会
京都精神保健福祉士協会
山科区保護司会
相楽保護区保護司会
舞鶴地区保護司会
京都府保護司会連合会
乙訓地区保護司会
西京区保護司会
福知山地区保護司会
中京保護司会
右京区保護司会

寄附型自動販売機を設置いただいている皆様**【被害者支援自動販売機】**

大森神社奉賛会
オムロンヘルスケア株式会社
月桂冠株式会社
宝酒造株式会社
株式会社日進製作所グループ
北都開発株式会社
ユニチカ株式会社
ワコール株式会社

株式会社岡野組
株式会社霞月
金戒光明寺
京都府立堂本印象美術館
日新電機株式会社
株式会社増田医科器械
株式会社吉岡商店

株式会社奥村組
医療法人啓信会 きづ川クリニック
株式会社 GS ユアサ
同志社香里中学校・高等学校
株式会社阪急商業開発
株式会社ミラノ工務店
吉忠株式会社

オムロン株式会社
株式会社けいはんな
株式会社島津製作所
ニチコン株式会社
合同会社ビバ&サンガ
株式会社村田製作所
吉村建設工業株式会社

【交通安全啓発自動販売機】

三洋化成工業株式会社
株式会社エフプロダクト
近建ビル管理株式会社
伏見稻荷大社
西京運輸株式会社
有限会社親和エステート
賀茂御祖神社

ユニチカスパークライト株式会社
株式会社日本医学臨床検査研究所
牛若商事株式会社
株式会社京都自動車会館
精華町地域福祉センターかしのき苑
社会福祉法人太陽の家
宇治市公園公社黄檗公園

株式会社ファーストフーズ
帝産京都自動車労働組合
京都広域生コンクリート協同組合
八幡市公園施設事業団きんめい近隣公園
ダイセーエブリー二十四株式会社
株式会社中川商会
長岡スイミングスクール

ワタキューセイモア株式会社
ナカラライテスク株式会社
学校法人京都府自動車学校
JPF 京都向日町競輪場
株式会社吉秀トラフィック
京田辺クロスパーク

個人の正会員・賛助会員として当センターを経済的に支援いただいている皆様**令和7年6月～令和7年11月に会費を頂戴した皆様です****【正会員】**

| | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 山下 俊幸 | 猪飼 勝之 | 谷 直之 | 長谷川 彰 | 松吉 雅弘 | 菅原 慶子 | 岸田佐輝子 | 大島 真子 |
| 倉橋有美子 | 中谷 節子 | 西池 紀子 | 山本 文敏 | 阿部千寿子 | 石田佳寿子 | 狭間 優里 | 西村真由美 |
| 中田 浩羽 | 戸嶋 賢一 | 吉岡ゆかり | 大嵩 清子 | 大江 泰弘 | 石飛 誠 | 松野晋太郎 | 小坂 法子 |
| 中辻 直子 | 辻 雪月 | 匿名3名 | | | | | |

【個人賛助会員】

| | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 坂口 千重 | 島本 英樹 | 正徳 孝夫 | 山田 文典 | 西村 元希 | 森 智治 | 寺井 亮彦 | 今山 光一 |
| 石津 友子 | 伊藤 順彥 | 最上 由紀 | 中西 恵一 | 大江 輝幸 | 今津 寛之 | 松本 圭子 | 寺岡 吉徳 |
| 堀口 文昭 | 樋口 愛 | 角熊 俊也 | 角熊 葉子 | 保崎恵理子 | 清瀬みさを | 小野 利幸 | 北井 昭彦 |
| 小川 貞嘉 | 嶋村 益廣 | 佐々木幹夫 | 山内 元二 | 山内 美樹 | 杉本 愛 | 楠本 瞳子 | 楠本伸一郎 |
| 齊藤 麻耶 | 加藤 誠 | 高橋 香織 | 橋本 哲男 | 津金 貴康 | 高雄 建一 | 匿名5名 | |



トピックス

■ 「金券de支援」を開始しました。



株式会社カプリ様による金券のご寄附を被害者支援活動に役立てる社会貢献プロジェクト「金券de支援」。ご家庭で眠っている古い切手や葉書、テレカ、商品券などの金券をカプリ様が買い取り、その査定金額が寄附されます。皆様のご協力をお願いします。

詳細は、当センター事務局までお問い合わせください。

■ 寄附型被害者支援商品が販売されました。



田辺警察署様の働きかけにより、株式会社まちづくり井手様が地域交流拠点「テオテラスいで」の「井手黄金プリン」と「辛子にしんみそ」を寄附型商品とし、犯罪被害者月間（11月1日～12月1日）の売上的一部分を当センターに寄附してくださいました。ご支援に厚く御礼申し上げます。



■ 「ギュっとちゃん」のクッキーができました。

舞鶴市にある和菓子・洋菓子の専門店「和洋菓子フクムラ」様が、犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」のクッキーを創作されました。通年商品として1枚200円（税込）で店頭販売され、売上的一部分を寄附していただきます。ご支援に厚く御礼申し上げます。

[ホンデリング]

令和6年12月1日～令和7年11月30日

| | | | |
|------|------|-------|-----------|
| 個 人 | 58名 | 総 冊 数 | 13,916 冊 |
| 事業所等 | 40団体 | 寄付金額 | 642,982 円 |

財政支援のお願い

犯罪被害者への支援件数は、10年前の2倍に増加しました。
経費支出が増加する一方で、支援はすべて無償で行っているため収入は増えず、赤字が拡大する構造になっています。
私たちの活動は、市民の皆様のご理解とご支援によって成り立っています。
私たちへの財政支援をお願いいたします。
事務局までお気軽にお問い合わせください。皆様のご支援をお待ちしています。

ホームページもご覧ください <https://kvsc.kyoto.jp/>

| | |
|-----------------------------|--|
| 発行者 公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター | 事務局 TEL&FAX 075-415-3008 E-mail k7830@kvsc.kyoto.jp |
| 理事長 山下俊幸 | 印 刷 株式会社ティ・プラス |



お願い：ご住所等、お届け内容に変更のあった方は、お手数ですが事務局までご一報くださいますようお願いいたします。